

## 前橋都市計画区域区分の変更（群馬県決定）

前橋都市計画区域区分を次のように変更する。

### 1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

### 2. 人口フレーム

人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

	年 次	平成 2 2 年 (基準年)	平成 3 2 年 (基準年の 10 年後)
区 分			
都市計画区域内人口		841.1 千人	おおむね 824.6 千人
市街化区域内人口		575.8 千人	※1 おおむね 566.6 千人
配分する人口		—	おおむね 547.6 千人
保留する人口		—	おおむね 19.0 千人
(特定保留)		—	0.0 千人
(一般保留)		—	おおむね 19.0 千人

※1 平成 3 2 年市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

## 理 由

平成22年国勢調査及び都市計画基礎調査の成果に基づき、別に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、平成32年を目標年次とし、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針並びに主要な都市計画の決定の方針を改定することに伴い、区域区分を定める都市計画区域における将来の人口を適切に見直すものです。

また、別添計画図表示のとおり、上細井地区(面積1.7ha)は、既に市街地を形成する地区として、五代南部工業団地(拡張)地区(面積9.2ha)は、おおむね10年以内に優先的、かつ、計画的に市街化を図るべき区域で、前橋市による開発事業の実施が確実に終わった地区として市街化区域に編入し、下大島地区(面積0.1ha)は、開発計画変更により整備が行われなくなった区域として市街化調整区域に編入するものです。

前橋都市計画区域区分の変更 新旧対照表

前橋都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

区 分	年 次	新		旧	
		平成 2 2 年 (基準年)	平成 3 2 年 (基準年の 10 年後)	平成 1 7 年 (基準年)	平成 2 7 年 (基準年の 10 年後)
※人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。					
都市計画区域内人口		841.1 千人	おおむね 824.6 千人	281.8 千人	269.8 千人
市街化区域内人口		575.8 千人	※1 おおむね 566.6 千人	207.5 千人	※1 198.6 千人
配分する人口		—	おおむね 547.6 千人	—	200.7 千人
保留する人口		—	おおむね 19.0 千人	—	千人
(特定保留)		—	0.0 千人	—	0.0 千人
(一般保留)		—	おおむね 19.0 千人	—	千人

※1 平成 3 2 年及び平成 2 7 年市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

# 総括図

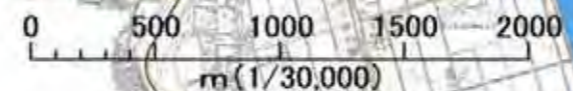


地区名	上柳井地区	面積	約1.7ha
番号	変更前	変更後	
区域区分	市街化調整区域	市街化区域	
用途地域	無指定	第一種住居地域(200/60)	

地区名	五代南部工業団地(拡張)地区	面積	約9.2ha
番号	変更前	変更後	
区域区分	市街化調整区域	市街化区域	
用途地域	無指定	工業専用地域(200/50)	

地区名	下大島地区	面積	約0.1ha
番号	変更前	変更後	
区域区分	市街化区域	市街化調整区域	
用途地域	第一種住居地域(200/60)	無指定	

- 区域区分変更区域
- 都市計画区域
- 準都市計画区域
- 都市高速鉄道
- 都市計画道路
- 特別用途地区
- 高度利用地区
- 防火地域
- 準防火地域
- 風致地区
- 地区計画
- 駐車場整備地区
- 市街化区域
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

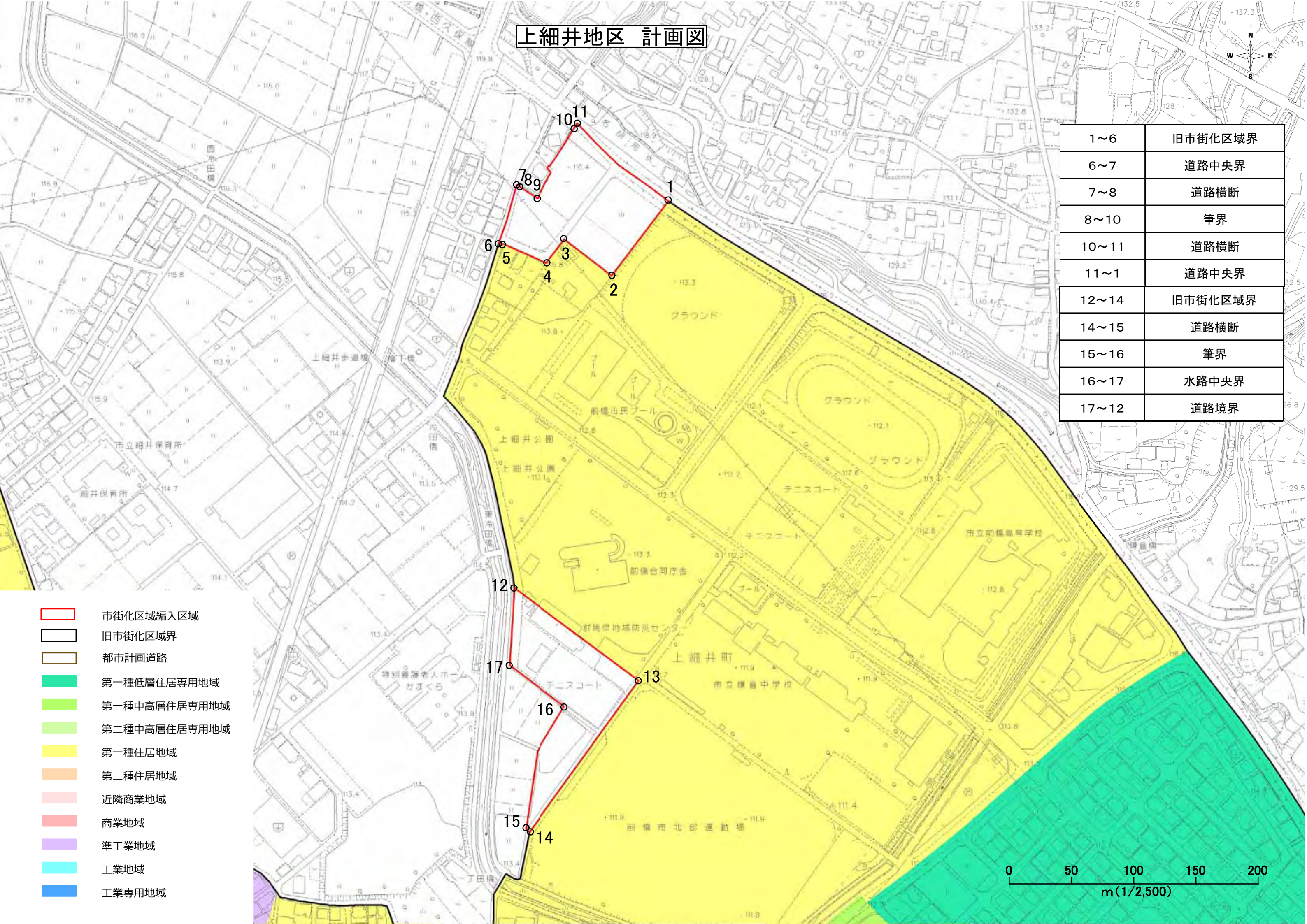
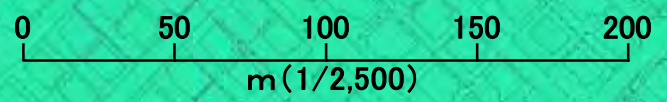


# 上細井地区 計画図

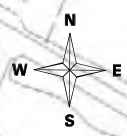


1~6	旧市街化区域界
6~7	道路中央界
7~8	道路横断
8~10	筆界
10~11	道路横断
11~1	道路中央界
12~14	旧市街化区域界
14~15	道路横断
15~16	筆界
16~17	水路中央界
17~12	道路境界

- 市街化区域編入区域
- 旧市街化区域界
- 都市計画道路
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

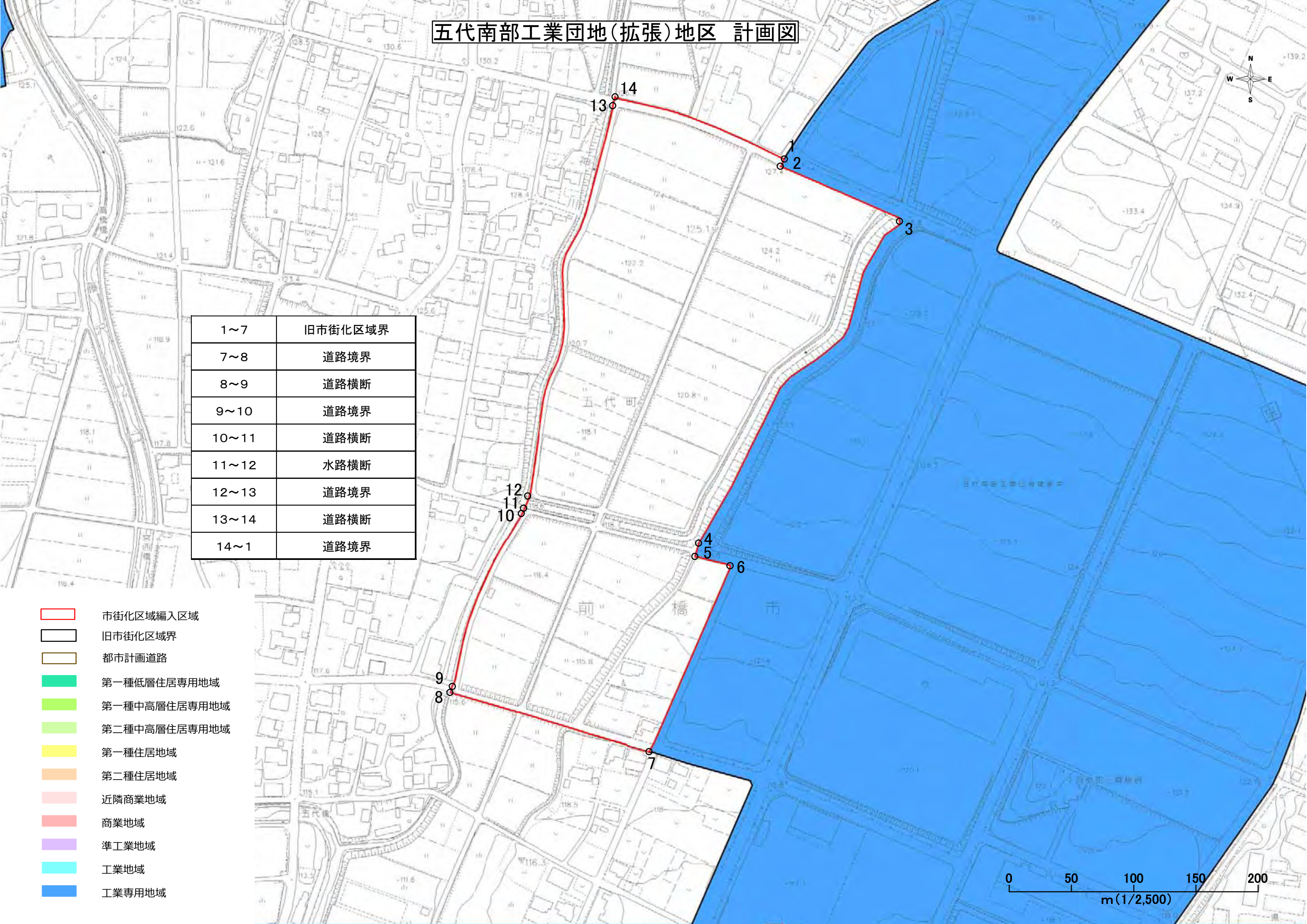
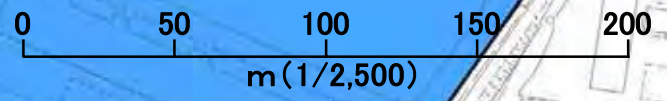


# 五代南部工業団地(拡張)地区 計画図

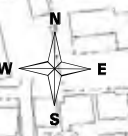


1~7	旧市街化区域界
7~8	道路境界
8~9	道路横断
9~10	道路境界
10~11	道路横断
11~12	水路横断
12~13	道路境界
13~14	道路横断
14~1	道路境界

- 市街化区域編入区域
- 旧市街化区域界
- 都市計画道路
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

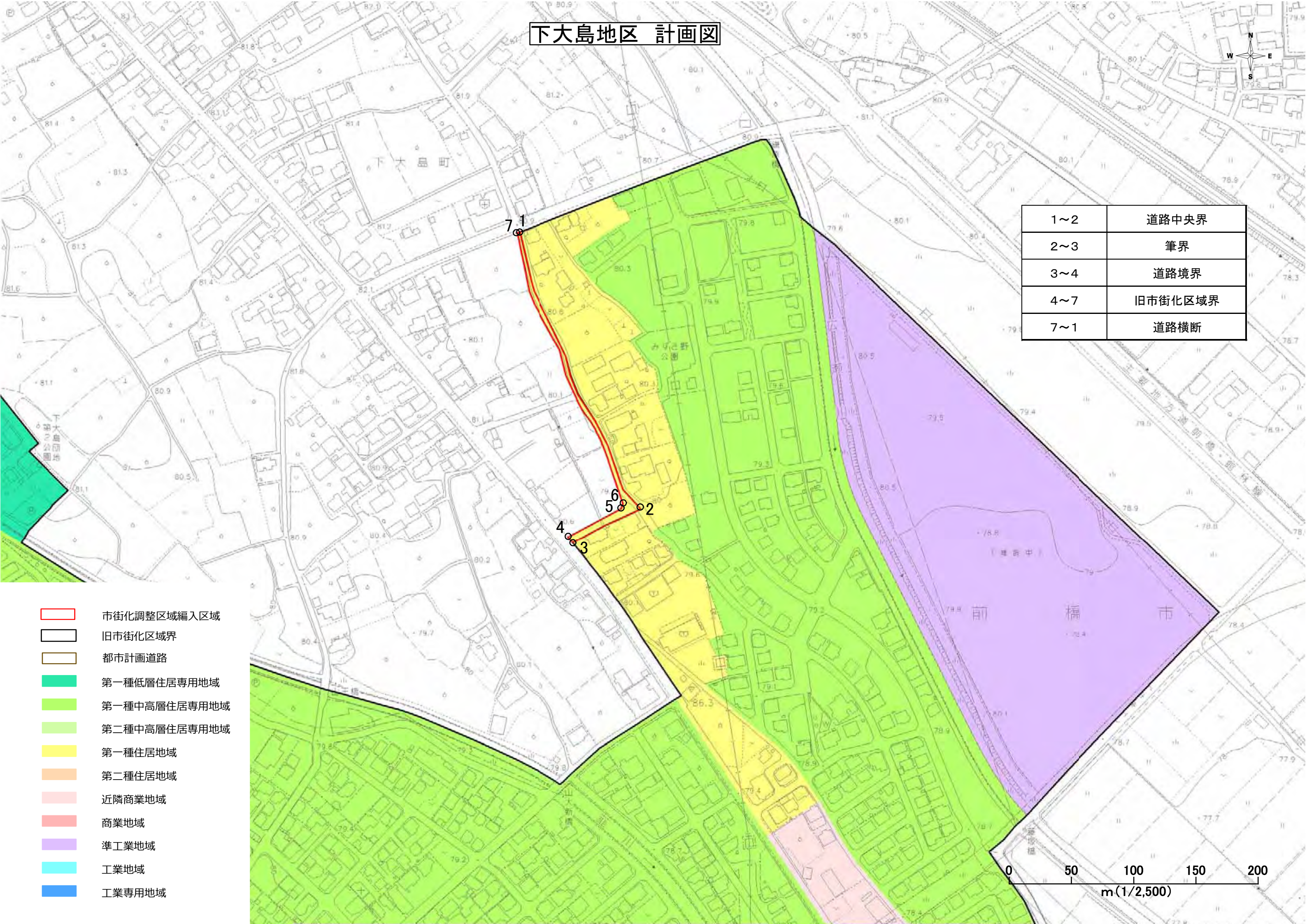


# 下大島地区 計画図



1~2	道路中央界
2~3	筆界
3~4	道路境界
4~7	旧市街化区域界
7~1	道路横断

- 市街化調整区域編入区域
- 旧市街化区域界
- 都市計画道路
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域



7.1

4

3

6

5

2

0 50 100 150 200  
m (1/2,500)